

条の規定、第四条の規定による改正後の半島振興法第十七条の地方税の不均一課税に伴う措置が適用される場合等を定める省令第二条の規定、第五条の規定による改正後の奄美群島振興開発特別措置法第三十八条の地方税の課税免除又は不均一課税に伴う措置が適用される場合等を定める省令第二条の規定、第六条の規定による改正後の過疎地域自立促進特別措置法第三十条の地方税の課税免除又は不均一課税に伴う措置が適用される場合等を定める省令（次条において「新過疎省令」という。）第二条の規定（同条第一項第一号の算式に係る部分を除く。）、第七条の規定による改正後の原子力発電施設等立地地域の振興に関する特別措置法第十条の地方税の不均一課税に伴う措置が適用される場合等を定める省令第二条の規定、第八条の規定による改正後の沖縄振興特別措置法第九条等の地方税の課税免除又は不均一課税に伴う措置が適用される場合等を定める省令（附則第四条において「新沖縄省令」という。）第七条の規定、第十条の規定による改正後の東日本大震災復興特別区域法第四十三条の地方税の課税免除又は不均一課税に伴う措置が適用される場合等を定める省令第二条の規定、第十一条の規定による改正後の福島復興再生特別措置法第二十六条及び第三十八条の地方税の課税免除又は不均一課税に伴う措置が適用される場合等を定める省令第三条の規定並びに第十二条の規定による改正後の地域再生法第十七条の六の地方公共団体等を定める省令（附則第五条において「新地域再生省令」という。）第三条の規定は、地方税法改正法施行日以後に新設され、又は増設される設施又は設備について適用し、地方税法改正法施行日前に新設され、又は増設された施設又は設備について、なお従前の例による。

1 附 則（平成三〇年三月三〇日総務省令第一六号）抄
（施行期日）
この省令は、平成三十年四月一日から施行する。

附 則（平成三〇年三月三〇日総務省令第三三号）
（施行期日）
この省令は、平成三十年四月一日から施行する。

1 （施行期日）
この省令は、地域再生法の一部を改正する法律の施行の日（次項及び第三項において「施行日」という。）から施行する。

2 （経過措置）

この省令による改正後の地域再生法第十七条の六の地方公共団体等を定める省令（次项において「新地域再生省令」という。）第一条の規定は、施行日以後に設備を新設し、又は増設した事業者に係る課税免除又は不均一課税について適用し、施行日前に設備を新設し、又は増設した事業者に係る不均一課税については、なお従前の例による。

3 第四四号

附 則（平成三一年三月三〇日総務省令

この省令は、平成三十一年四月一日から施行する。

附 則（令和二年三月三一日総務省令第二五号）

この省令は、令和二年四月一日から施行する。

附 則（令和四年三月三一日総務省令第二九号）抄
（施行期日）

この省令は、令和四年四月一日から施行する。

第一条

この省令は、令和四年四月一日から施行する。

（地域再生法第十七条の六の地方公共団体等を定める省令の一部改正に伴う経過措置）

第三条 第二条の規定による改正後の地域再生法第十七条の六の地方公共団体等を定める省令（以下この条において「新省令」という。）第二

条の規定は、施行日以後に新設され、又は増設された設備について適用し、施行日前に新設された又は増設された設備については、なお従前の例による。

2 第二条の規定による改正前の地域再生法第七条の六の地方公共団体等を定める省令第二条に規定する中小連結法人については、新省令第二条に規定する中小通算法人とみなして、同条の規定を適用する。

この省令は、令和六年四月一日から施行する。